

大口町告示第112号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を
改正する要綱

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年大口町告示第123号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第5条の見出し中「減免」を「軽減」に改め、同条第1項中「減免法人等」を「軽減法人等」に改める。

第6条の見出し中「減免内容」を「軽減内容」に改め、同条第1項中「前条」を「第4条」に、「第7号及び第9号」を「第8号まで及び第10号」に、「第11号から第15号」を「第12号から第16号まで」に、「こえないもの」を「超えないもの、第17号及び第18号のサービスにあたっては、町長が定める限度額を超えないもの」に、「第3号、第8号、第11号及び第13号」を「第3号、第9号、第11号及び第14号」に改め、同項第15号中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、同項第11号中「第8条の2第2項」を「附則第10条」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第8条第22項」を「第8条第23項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第8条第18項」を「第8条第19項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
第6条第1項に次の2号を加える。

(17) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護

予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
(18) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護
予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
第8条第2項中「さかのぼって」を「遡って」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第2条、第6条関係）

対象サービス	軽減対象経費 (軽減対象利用者負担額)	減額割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護福祉施設サービス 	(1) 旧措置入所者 10%の利用者負担額、食費、 居住費 (2) 新規入所者 10%の利用者負担額、食費、 居住費 (3) 生活保護受給者 個室の居住費	1/4 (老齢福祉年金受給者は1/2) (ただし、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額の全額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 介護予防通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 	10%の利用者負担額、食費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護 	(1) 生活保護受給者以外の利用者 10%の利用者負担額、食費、 滞在費 (2) 生活保護受給者 個室の滞在費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 ・ 第一号通所事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 	10%の利用者負担額	

<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 	<p>10%の利用者負担額、食費、宿泊費</p>	
--	--------------------------	--

- 1 旧措置入所者については利用者負担割合が5%以下の者は対象としない。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型の個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- 2 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入居者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 3 短期入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。